

未婚の児童扶養手当受給者の方に対し、今年度に臨時・特別の措置として、給付金が支給されます。

対象者 児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親（いままでに婚姻履歴が無い方で、現在事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方）【基準日：令和元年10月31日時点】

申請期間 8月1日（木）～12月2日（月）
※県へ町を経由しての申請となるため、**11月22日（金）までに役場子育て支援課へご提出ください。**

支給額 17,500円

支給時期 令和2年1月10日（金）予定

申請方法

①申請書（※1） ②戸籍謄本（※2） ③本人確認書類（※3）

④受取口座がわかるもの（※4） ⑤その他必要書類

（※1）平成30年度の現況届に「婚姻によらないで懐胎した」に○をつけた未婚の方へ令和元年度現況届と一緒に、申請書をお送りいたします。申請書が同封されていない方で、該当されると思われる方は、問い合わせ先までご連絡ください。

（※2）利根町に本籍のある方は、無料で発行できます。交付を受ける前に子育て支援課まで交付請求書を受け取りにきてください。

（※3）マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真がある身分証明書

（※4）預金通帳、キャッシュカードなど（児童扶養手当振込口座への振り込みを希望の方は、③および④の添付は不要。）

問い合わせ先 役場子育て支援課 ☎68-2211（内線334）

児童扶養手当

現況届を忘れずに！



現在、児童扶養手当の受給資格認定を受けている方は、8月30日（金）までに現況届を提出してください。（現況届の用紙などは、7月末に郵送しました。）前年の所得に応じて、支給額が見直しされますのでご注意ください。

また、監護する児童および父または母が、養育費用として受け取る金品などは、その8割が所得として加算されますので「養育費に関する申告書」に記入し、提出してください。**※この届出がないと、8月以降の手当を受けることができません。**

児童扶養手当とは？

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

※児童扶養手当を受給するためには、役場子育て支援課へ申請（認定請求）が必要です。



受診できる医療機関

医療機関名	医療機関住所
鈴木内科医院	利根町早尾 890-1
利根町国保診療所	利根町羽中 200
もえぎ野台よつば診療所	利根町もえぎ野台 1-1-8
山中医院	利根町中田切 1-1
JA とりで総合医療センター	取手市本郷 2-1-1

受診方法・自己負担金

医療機関によって、予約方法、受診できる項目、自己負担金が異なるため、医療機関健診の受診をご希望の方は、役場保険年金課後期医療係へご連絡ください。

問い合わせ先 役場保険年金課 後期医療係 ☎68-2211（内線239）

12月20日（金）まで

健診期限

※ただし、今年度中に町の助成で人間ドック・脳ドックの受診を予定している方は除きます。

受診対象者

後期高齢者医療保険制度に加入されている方で、今年度まだ健診（集団健診・人間ドック・脳ドック）を受診されていない方。

後期高齢者健康診査（医療機関健診）のご案内



高齢者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します！

高齢者の口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。生涯にわたりお口の健康を保つために、歯科健診を受けましょう。

① 対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、以下の生年月日の方

①昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの方

②昭和13年4月1日～昭和14年3月31日生まれの方

③昭和8年4月1日～昭和9年3月31日生まれの方

※対象となる方には、8月中旬ごろに健診の案内と実施歯科医療機関一覧をあわせて送付いたします。（施設等入所者除く）

② 受診方法

①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。

②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に**被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシ**をお持ちになって受診してください。

③ 受診場所

茨城県歯科医師会に所属の歯科医療機関のうち、『実施歯科医療機関一覧』に記載のある歯科医療機関

④ 受診内容

①問診、②歯の状態、③咬合状態、④口腔衛生の状態、⑤口腔乾燥の状態、⑥歯周組織・粘膜の状況、⑦口腔機能評価、⑧呼吸の異常、⑨指輪つかテスト、⑩反復唾液嚥下テスト、⑪事後指導（セルフケアの歯ブラシ指導）など

⑤ 受診回数および実施期間

1年度につき1回。

9月1日（日）～12月31日（火）

※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎029-309-1212

対象者となる方

次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および心身におおむね中度以上の障がいがある場合は20歳未満）について、父・母またはその児童を養育している方（養育者）がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・父母が婚姻を解消した児童・父または母が死亡した児童
- ・父または母が1年以上遺棄もしくは拘禁されている児童
- ・父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

※次のような場合、対象とはなりません。

- 児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたとき。
 - 父、母または養育者が婚姻の届出はしなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係など）があるとき。
- 上記以外にも対象とならない場合もありますので、必ず事前にご相談ください

手当額（月額）

受給資格者（ひとり親家庭の父や母など）が監護・養育する児童の数や受給資格者の所得などにより決められます。

平成31年4月より手当額（月額）は、下記金額に改定されています。

児童数	全部支給	一部支給
1人	42,910円	42,900円～10,120円
2人（加算額）	10,140円	10,130円～5,070円
3人（加算額）	6,080円	6,070円～3,040円

申請手続きに必要なもの

申請に当たっては、**受給資格者および該当する児童の戸籍謄本等**が必要です。
※申請理由や世帯状況等により必要なものが異なりますので、役場子育て支援課にご相談ください。

所得制限

手当を受ける人の前年の所得が一定の額以上ある場合は、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部または一部が支給停止されます。（※詳細金額については、お問い合わせください。）

また、所得には、前年父または母および、児童が受け取った養育費の8割が合算されます。
なお、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による所得制限もあります。

公的年金給付との併給

児童扶養手当の受給資格者や対象児童が公的年金給付などを受給できる場合および対象児童が公的年金の加算対象となっている場合は、その受給額および加算額の月額が児童扶養手当月額（所得制限後の額）より低い場合にその差額が支給されます。

児童扶養手当の受給対象に該当する方で申請がお済みでない方は、問い合わせ先にご連絡の上、申請してください。

問い合わせ先 役場子育て支援課 子ども福祉係 ☎68-2211（内線334）